

平成27年度ボランティア活動支援事業
社会人ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」
実施要綱

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）において実施する、社会人ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 本事業は、「プロボノ」（仕事で得た経験やスキルを活かしたボランティア）によりボランティア登録者（プロボノワーカー）が県内のNPO・地域づくり等の団体（以下「団体」という。）への支援を行うことで、団体の課題解決やボランティアのスキル向上等を目的として実施する。

(事業概要)

第3条 本事業は、「県外プロボノ」および「県内プロボノ」から成る。

「県外プロボノ」では、NPO法人サービスグラント（東京都）（以下、「サービスグラント」という。）が提供する「ふるさとプロボノ」をもとに、サービスグラントに登録するプロボノワーカーが県内の団体を支援する。「県外プロボノ」は原則サービスグラントのプログラムに沿って行う。採択団体は審査会により決定される。

「県内プロボノ」では、センターに登録するプロボノワーカーが県内の団体を支援する。センターはプロボノワーカー登録制度を設け、ボランティア参加者を募集し、申請書の内容確認等の登録手続きを行う。団体に対しては支援希望団体を募集し、センターの事業担当者が書類確認・ヒアリングを行った後、審査会が採択団体を決定する。

「県内プロボノ」の支援内容・期間は、プロボノワーカーのスキルおよび団体の抱える課題や団体の要望に応じてセンターが組み立て、決定する。また、プロボノワーカーと支援先団体のマッチングもセンターが行う。プロジェクトはプロボノワーカーと団体が進めるが、進行に必要なサポート・調整はセンターが行う。

(申請の時期等)

第4条 本事業の申請は、「県外プロボノ」はサービスグラントへ、「県内プロボノ」はセンターへ、センターが定める日までにしなければならない。

2 本事業の申請をする者は、次に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

(1) 県外プロボノ

① 支援希望団体

- 助成申請フォーム
- 団体の概要、または活動が分かる活動写真

(2) 県内プロボノ

① 支援希望団体

- 県内プロボノ助成申請フォーム
- 団体の定款、または団体規約・会則
- 団体の概要、または活動が分かるもの（パンフレット、会報、情報誌、活動写真 等）

② プロボノワーカー

- プロボノワーカー登録フォーム

(審査)

第5条 審査は審査会にて行う。

2 審査方法については別に定める。

(採択団体への通知等)

第6条 本事業の採択団体は審査会で決定し、採択団体への通知は審査会后すみやかに行うものとする。

2 県内プロボノの採択団体への決定通知は様式第3号によるものとする。

(事業報告)

第7条 採択団体は、事業実施年度内に、様式第2号による実施報告書をセンターへ提出しなければならない。プロボノワーカーは、団体への成果物の提出あるいは成果報告を行わなければならない。また、採択団体、プロボノワーカーとも平成28年3月開催予定の成果報告会に参加することとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。